

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第575号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 2 月 10 日

2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 5 番大通バスセンタービル1号館 3 階
札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 電話 011-211-2785

3 入札に付する事項

- (1) 役務の件名 妊婦のための支援給付に係る事務処理等委託業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで とする。
- (4) 履行場所 受託者が準備する場所とする。
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書の提出方法 下記 5 のとおり

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類の「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 行政機関を相手方とした子育てに関する給付金業務の履行実績を有するものであって、過去 5 年間の間に、契約解除等の中途解約がなく、全て誠実に履行しており、当該委託業務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所
令和7年2月25日（火）16時00分
札幌市中央区南1条東1丁目5番大通バスセンタービル1号館3階 事務室内
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は、別紙1により作成し、上記2の契約担当部局に、郵送又は持参により提出すること。
 - イ 直接提出する場合は、封筒に「令和7年2月25日（火）16時00分開札『妊婦のための支援給付に係る事務処理等委託業務』入札書在中」の旨を記載し密封したうえで、下記(4)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ウ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒はイのとおり記載すること。
外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。
 - エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札書の受領期限
令和7年2月25日（火）15時00分（必着とする。）
- (5) 入札の無効
本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
 - ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、および当該代理人の指名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札
 - ア 開札は、上記5（2）の場所において行い、入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。
 - イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、開札関係職員の求めに応じ

入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙２）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人の立ち合いがない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

6 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 提出方法

次のとおり、書面又は電子メールにより提出すること。

なお、FAXによる提出は認めない。

(2) 提出期限

令和７年２月14日（金）16時00分（必着とする。）

(3) 提出先

ア 書面の場合

上記２と同じ。

イ 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「妊婦のための支援給付に係る事務処理等委託業務」とすること。

メールアドレス：boshihoken@city.sapporo.jp

(4) 回答

上記６(1)～(3)に従って提出された質問があった場合、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、令和７年２月18日（火）以降、全ての質問に対する回答書を、上記２の契約担当部局のホームページに掲載する（質問者に対して個別に回答はしない。）。

ホームページのURLは以下のとおり。

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/boshihoken/keiyaku/ninpusienkyufu2025.html>

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第２５条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格を

もって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約書賞金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しないとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、ただちに消費税及び地方消費税法免税事業者申出書(別紙3)を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙4のとおり